

平成 27 年度 第 1 回 江南市情報公開審議会・
第 2 回 江南市個人情報保護審議会 議事録

- 日 時 平成 27 年 7 月 10 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分
- 場 所 市役所 3 階 第 4 委員会室
- 委 員 出席委員 4 名（倉知正憲、浅野總一郎、村瀬徳行、大島康司）
- 傍聴者数 0 人
- 資料 1 情報公開実績及び個人情報保護実績について
 - ・平成 26 年度情報公開制度の処理件数及び処理状況
 - ・平成 26 年度個人情報保護制度の処理件数及び処理状況

■委嘱状交付

■副市長あいさつ

■会長の選任

■会長あいさつ

■職務代理の選任

●議題 平成 26 年度の情報公開実績及び個人情報保護実績について

総務課主幹 (資料 1 に基づき説明)

委 員 情報公開請求について、文書不存在についても不開示決定とされるのか。

総務課主幹 情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、不開示決定とする。

委 員 情報公開請求では、請求者がどのような事情で請求したのか把握することはできるのか。

総務課主幹 誰でも請求を行うことができるため、請求者の事情は問わない。

委 員 公文書開示請求書を、情報公開請求された場合はどうなるのか。

総務課主幹 請求者の氏名及び住所は個人情報であるため、その部分を隠し、部分開示することとなる。

委 員 今後、マイナンバー制度が始まるが、マイナンバーを含む文書について情報公開請求された場合はどうなるのか。

総務課主幹 マイナンバーや氏名の個人情報部分は全て隠すこととなる。

委 員 マイナンバーの取扱いについて、地方公共団体間で異なること等がないよう、職員の研修会は行われているのか。

総務部長 国や県からの働きかけを受け、担当部署を中心に、職員に対してマイナンバーを含む個人情報の取扱いについて周知をしていく。

委 員 マイナンバーを悪用されることがないように、どのような対策があるのか。

総務部長 個人情報保護条例の改正を行い、マイナンバーについてはより厳しく、その取扱いを制限していく。

委 員 マイナンバーの導入により利便性が高まる一方で、その取扱いには一層注意し、今後も適切な個人情報の保護に努めていただきたい。